

議案第29号

つくば市市民利用会議室条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市市民利用会議室条例

(設置)

第1条 市民に集会の場を提供することにより、地域の振興及び市民の福祉の増進を図るため、つくば市市民利用会議室（以下「会議室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会議室の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
かつらぎ交流館市民利用会議室	つくば市学園南三丁目69番地

(定義)

第3条 この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。

(休室日)

第4条 会議室の休室日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休室日を設

けることができる。

(使用時間)

第5条 会議室の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用することができるものの範囲)

第6条 会議室を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する団体

ア 団体の構成員の世帯数の合計が5以上であること。

イ 団体の構成員の過半数が市民であること。

ウ 団体の代表者が18歳以上であること。

(2) 市長が特に必要があると認めるもの

(使用の許可)

第7条 会議室を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

(使用許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 営利を図ることを目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(3) 会議室を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を使用許可の際に納付しなければならない。

（使用料の免除）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1) 市が事業の実施のために使用するとき。

(2) 次に掲げる者を構成員とする団体（構成員のうち次に掲げる者が規則で定める割合以上の割合を占める団体に限る。）が使用するとき。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている市民

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている市民

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている市民

エ 65歳以上の市民

(3) 次に掲げる団体が事業の実施のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校及びそれらのPTA

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者が構成する団体

ウ つくば市区会連合会及びその支部並びに単位区会

エ その他規則で定める団体

（使用料の不還付）

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由がある

と認めるときは、規則の定めるところにより、還付することができる。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、会議室を目的外に使用し、又は会議室の使用に関する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 公益上又は管理上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 災害その他緊急やむを得ない理由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、会議室の使用を終了したときは、直ちに会議室を原状に復さなければならない。前条の規定により使用許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、会議室を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(つくばイノベーションプラザ条例を廃止する条例の一部改正)

2 つくばイノベーションプラザ条例を廃止する条例（令和3年つくば市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表14の項中「つくばイノベーションプラザ」を「つくば市市民利用会議室」に改める。

別表（第9条関係）

名称	使用区分	使用料の額（1時間当たり）
かつらぎ交流館市民利用会議室	会議室1	300円
	会議室2	300円

(提案理由)

市民に集会の場を提供することにより、地域の振興及び市民の福祉の増進を図るための施設として市民利用会議室を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくばイノベーションプラザ条例を廃止する条例（令和3年つくば市条例第46号）新旧対照表

（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略）</p> <p><u>（つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）</u></p> <p><u>2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>別表14の項中「つくばイノベーションプラザ」を「つくば市市民利用会議室」に改める。</u></p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略）</p> <p><u>（つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）</u></p> <p><u>2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>別表中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から47の項までを1項ずつ繰り上げる。</u></p>